

平成28年 業種別労働災害発生状況

小田原

労働基準監督署

(平成29年3月末現在)

業 種	当 年 (平成28年)		前 年 (平成27年)		増減数		増減率
01 食料品製造	9	(0)	14	(0)	-5	(0)	-35.7%
02 繊維工業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
03 衣服その他の繊維	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
04 木材・木製品	0	(0)	2	(0)	-2	(0)	-100.0%
05 家具・装備品	2	(0)	1	(0)	1	(0)	100.0%
06 パルプ等	7	(0)	1	(0)	6	(0)	600.0%
07 印刷・製本	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
08 化学工業	4	(0)	8	(0)	-4	(0)	-50.0%
09 窯業土石	1	(0)	2	(0)	-1	(0)	-50.0%
10 鉄鋼業	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
11 非鉄金属	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0.0%
12 金属製品	0	(0)	4	(0)	-4	(0)	-100.0%
13 一般機械器具	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
14 電気機械器具	1	(0)	3	(0)	-2	(0)	-66.7%
15 輸送機械製造	4	(0)	0	(0)	4	(0)	-
16 電気・ガス	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
17 その他の製造	4	(0)	4	(0)	0	(0)	0.0%
01 製造業小計	35	(0)	41	(0)	-6	(0)	-14.6%
02 鉱業小計	1	(1)	1	(0)	0	(1)	0.0%
01 土木工事	10	(0)	12	(0)	-2	(0)	-16.7%
01 鉄骨・鉄筋家屋	4	(0)	5	(0)	-1	(0)	-20.0%
02 木造家屋建築	2	(0)	5	(0)	-3	(0)	-60.0%
03 建築設備工事	1	(0)	7	(0)	-6	(0)	-85.7%
09 その他の建築工事	15	(0)	19	(1)	-4	(-1)	-21.1%
02 建築工事	22	(0)	36	(1)	-14	(-1)	-38.9%
03 その他の建設	6	(1)	5	(1)	1	(0)	20.0%
03 建設業小計	38	(1)	53	(2)	-15	(-1)	-28.3%
01 鉄道等	2	(0)	2	(0)	0	(0)	0.0%
02 道路旅客	9	(0)	8	(0)	1	(0)	12.5%
03 道路貨物運送	16	(0)	19	(0)	-3	(0)	-15.8%
04 その他の運輸交通	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
04 運輸交通業小計	27	(0)	29	(0)	-2	(0)	-6.9%
01 陸上貨物	16	(0)	13	(0)	3	(0)	23.1%
02 港湾運送業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
05 貨物取扱小計	16	(0)	13	(0)	3	(0)	23.1%
01 農業	7	(0)	9	(1)	-2	(-1)	-22.2%
02 林業	6	(0)	8	(0)	-2	(0)	-25.0%
06 農林業小計	13	(0)	17	(1)	-4	(-1)	-23.5%
01 畜産業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
02 水産業	0	(0)	3	(0)	-3	(0)	-100.0%
07 畜産・水産業小計	0	(0)	3	(0)	-3	(0)	-100.0%
01 卸売業	4	(0)	3	(0)	1	(0)	33.3%
02 小売業	34	(0)	26	(0)	8	(0)	30.8%
03 理美容業	2	(0)	0	(0)	2	(0)	-
04 その他の商業	5	(0)	6	(0)	-1	(0)	-16.7%
08 商業	45	(0)	35	(0)	10	(0)	28.6%
01 金融業	2	(0)	0	(0)	2	(0)	-
02 広告・あっせん	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
09 金融広告業	2	(0)	1	(0)	1	(0)	100.0%
10 映画・演劇業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
11 通信業	12	(0)	10	(0)	2	(0)	20.0%
12 教育研究	4	(0)	21	(0)	-17	(0)	-81.0%
01 医療保健業	9	(0)	10	(0)	-1	(0)	-10.0%
02 社会福祉施設	27	(0)	17	(0)	10	(0)	58.8%
03 その他の保健衛生	2	(0)	3	(0)	-1	(0)	-33.3%
13 保健衛生業	38	(0)	30	(0)	8	(0)	26.7%
01 旅館業	35	(0)	26	(0)	9	(0)	34.6%
02 飲食店	10	(0)	19	(0)	-9	(0)	-47.4%
03 その他の接客	18	(0)	16	(0)	2	(0)	12.5%
14 接客娯楽	63	(0)	61	(0)	2	(0)	3.3%
15 清掃・と畜	28	(0)	28	(0)	0	(0)	0.0%
16 官公署	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
01 派遣業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
02 その他の事業	11	(0)	10	(1)	1	(-1)	10.0%
17 その他の事業	11	(0)	10	(1)	1	(-1)	10.0%
合 計	333	(2)	353	(4)	-20	(-2)	-5.7%

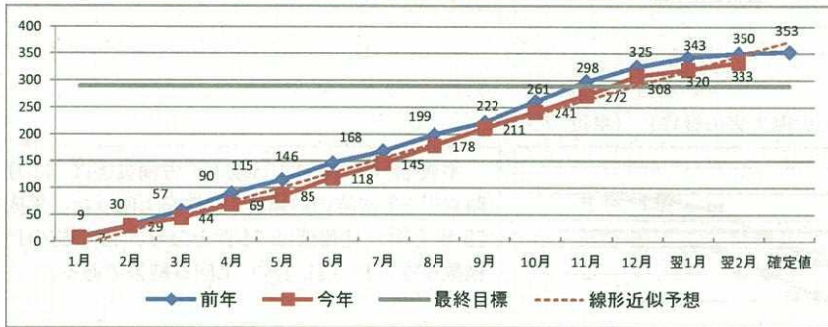
※ 各欄左側の数字は休業4日以上の災害件数、右側()内は死亡災害件数(内数)

第12次労働災害防止推進計画の進捗状況（2月末日速報値）

平成29年度は、第12次労働災害防止推進計画（以降、12次防という）の最終年度です。平成24年を基準として労働災害を15%以上減少させるという目標を掲げて行政活動を進めております。しかし、本年2月末日速報値では、平成28年の労働災害は、すでに目標数値（289件）を44件（15.2%）も上回りました。重点業種別対策では、製造業、建設業及び飲食店は堅調に推移したものの、陸上貨物運送事業、小売業及び社会福祉施設は増加傾向にあります。労働災害のない安全な職場環境の実現のため、皆様の事業場におかれましては、安全衛生教育（特に雇入れ時教育）、自主的安全活動（特にリスクアセスメント）、転倒災害対策、交通労働災害対策、安全の見える化等の積極的な活動をお願いいたします。

1 全業種・・・目標数値（289件）

（図1 平成28年の当署管内における休業4日以上の労働災害の推移）（単位：人）



平成28年の休業4日以上の労働災害は、前年と比較して減少傾向を維持しているものの、10月以降その減少幅は縮小し、12月時点で第12次防の目標値289件を上回った。平成29年2月末日速報値は333件となり、12次防の目標数値を44件（15.2%）上回る結果である。

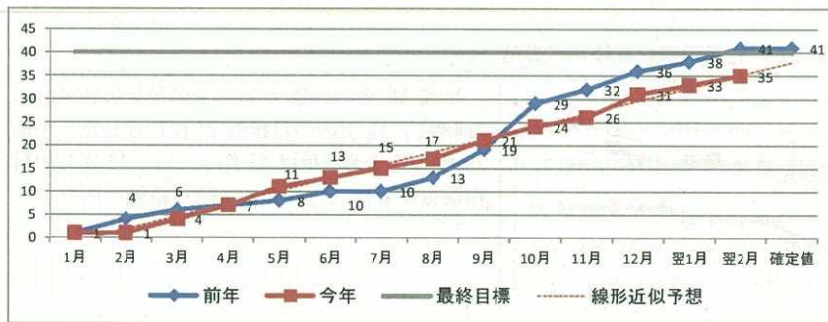
なお、凡例の「線形近似予想」は、今年の災害件数を基に線形近似した予想直線である。

2 重点業種別対策

(ア) 製造業

① 製造業（全体）・・・目標数値（40件）

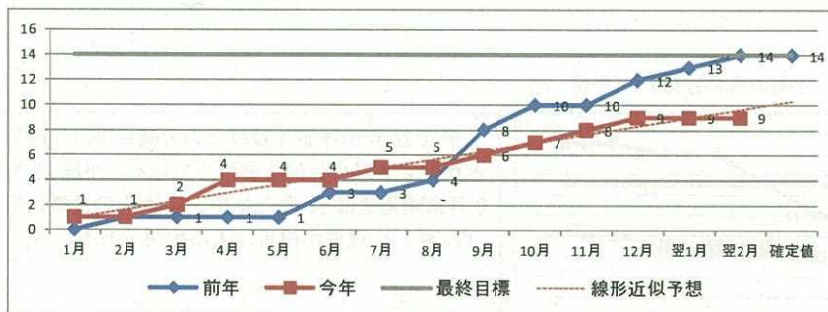
（図2 平成28年の製造業における休業4日以上の労働災害の推移）（単位：人）



平成28年の休業4日以上の労働災害は、平成29年2月末日速報値で35件となり、線形近似による予想では、12次防の目標数値（40件）の達成が視野に入る状況である。

② 食料品製造業・・・目標数値（14件）

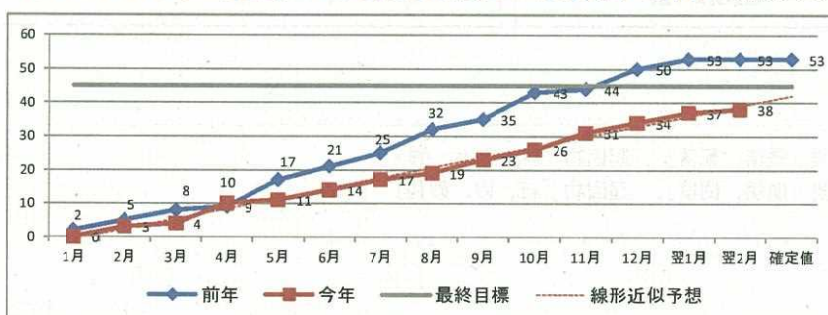
（図3 平成28年の食料品製造業における休業4日以上の労働災害の推移）（単位：人）



平成28年の休業4日以上の労働災害は、平成29年2月末日速報値で9件となり、線形近似による予想では、12次防の目標数値（14件）の達成が視野に入る状況である。

(イ) 建設業・・・目標数値（45件）

（図4 平成28年の建設業における休業4日以上の労働災害の推移）（単位：人）

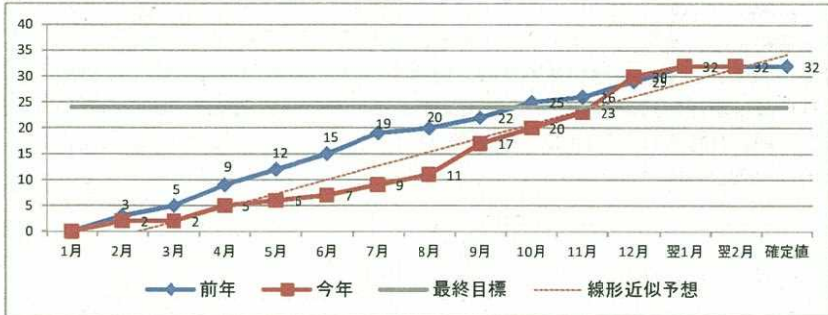


平成28年の休業4日以上の労働災害は、平成29年2月末日速報値で38件となり、線形近似による予想では、12次防の目標数値（45件）の達成が視野に入る状況である。

しかし、平成28年10月に設備工事において、作業員が屋根から墜落して死亡する災害が発生しており、死亡災害を0件とする目標は達成できなかった。

(ウ) 陸上貨物運送事業（道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業）・・・目標数値（24件）

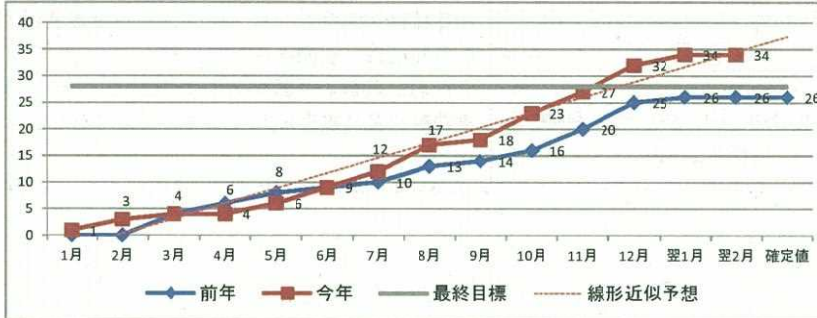
（図5 平成28年の陸上貨物運送業における休業4日以上の労働災害の推移）（単位：人）



平成28年の休業4日以上の労働災害は、前年と比較して減少傾向を維持していたものの、12月時点で12次防の目標値24件を上回った。平成29年2月末速報値は32件となり、12次防の目標数値を8件（33.3%）上回る結果である。

(エ) 小売業・・・目標数値（28件）

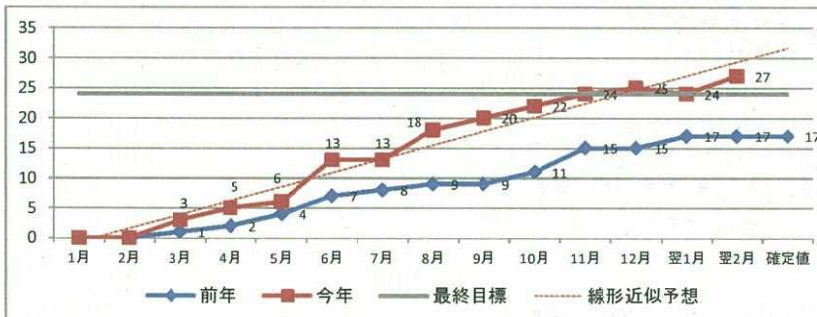
（図6 平成28年の小売業における休業4日以上の労働災害の推移）（単位：人）



平成28年の休業4日以上の労働災害は、12月時点で12次防の目標値28件を上回った。平成29年2月末速報値は34件となり、12次防の目標数値を6件（21.4%）上回る結果である。

(オ) 社会福祉施設・・・目標数値（24件）

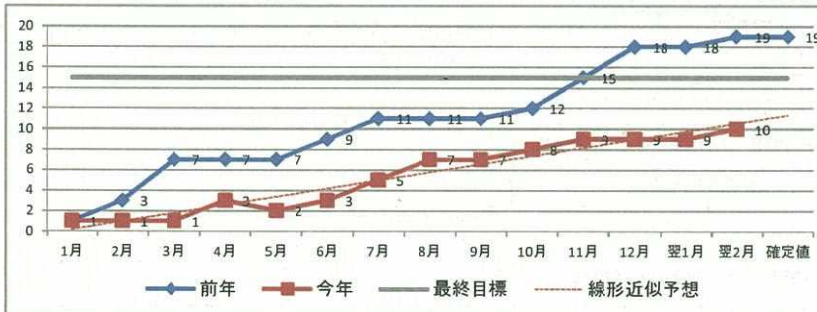
（図7 平成28年の社会福祉施設における休業4日以上の労働災害の推移）（単位：人）



平成28年の休業4日以上の労働災害は、11月時点で12次防の目標値24件に達した。平成29年2月末速報値は27件となり、12次防の目標数値を3件（12.5%）上回る結果である。

(カ) 飲食店・・・目標数値（15件）

（図8 平成28年の飲食店における休業4日以上の労働災害の推移）（単位：人）



平成28年の休業4日以上の労働災害は、前年と比較して減少傾向を維持している。平成29年2月末速報値は10件となり、12次防の目標数値（15件）の達成が視野に入る状況である。

3 死亡災害・・・目標数値（0件）

平成28年中、次の死亡災害が発生しました。

死亡災害① 業種「機械器具設備工事業」、事故の型「墜落、転落」、起因物「屋根、はり、杭、合掌」

死亡災害② 業種「砂利採取業」、事故の型「崩壊、倒壊」、起因物「石、砂、砂利」

労働者、
雇用主の
皆さまへ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する機会が多いのではないのでしょうか。しかし、**過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。**

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント 1 はしごや脚立に関する**災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用**しましょう。

▶▶▶ P 2 参照

ポイント 2 はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる**床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討**しましょう。

▶▶▶ P 3 参照

ポイント 3 はしごや脚立を使用する際は、高さ1 m未満の場所での作業であっても**墜落防止用のヘルメットを着用**して、頭部の負傷を防ぎましょう。

▶▶▶ P 4 参照

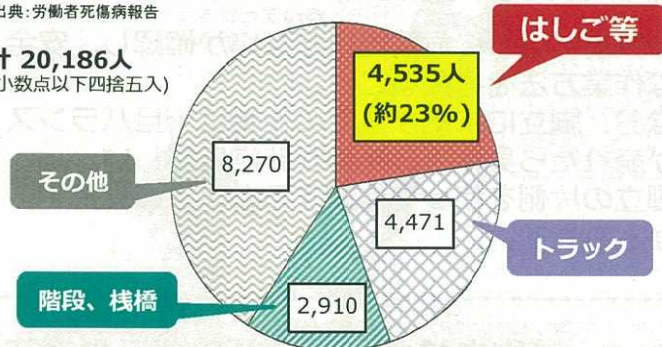
統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い （平成23年～27年 5年平均）

【墜落・転落による休業4日以上¹の被災労働者数】
出典：労働者死傷病報告

計 20,186人
(小数点以下四捨五入)



② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの 墜落・転落により亡くなっている

【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】
出典：死亡災害報告

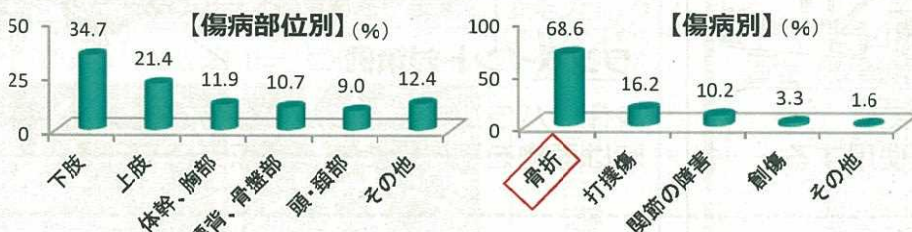


参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

参考：「宮間教，大西明宏，脚立に起因する労働災害の分析，労働安全衛生研究，Vol.8, No. 2, pp. 91-98, 労働安全衛生総合研究所，2015年」

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上¹の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



グラフからわかること

【傷病部位別】
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】
骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害につながりやすい。

ポイント1 典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

出典：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

はしご

No.1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

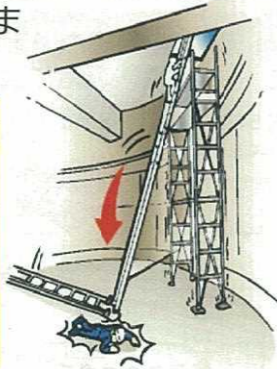


ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

No.2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。



ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかり固定する。また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

No.3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。（耐滑性の低い靴を使用）



ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。

脚立

No.1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。



ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

No.2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。



ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。なお、脚立にまたがった作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。脚立の片側を使って作業すると、3点支持（※）がとりやすい。

No.3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかり保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

（※）3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の**使用自体を避けられないですか？**
- 墜落の危険性が相対的に低い**ローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？**（※）

（※）足元の高さが2m以上の箇所では作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

十分に検討しても他の対策が取れない場合に限り、はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば安全

立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認



60cm以上上方にたす

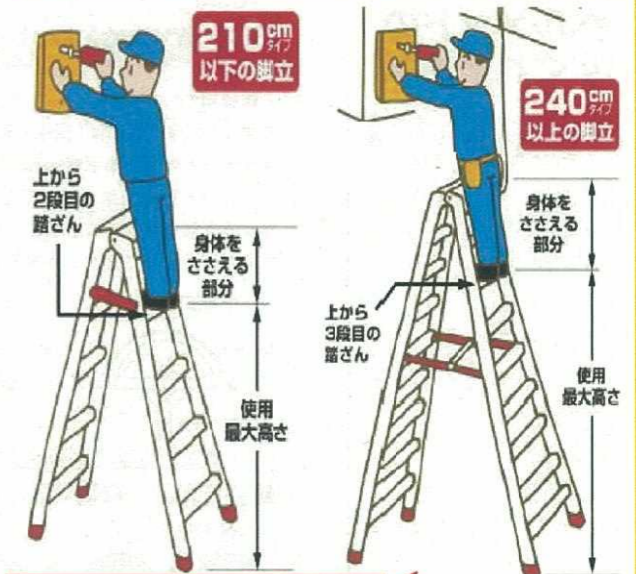
しっかり固定！

滑り止め

指差し呼称のポイント
「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ！」

出典：「シリーズ-ここが危ない高所作業」中央労働災害防止協会編

脚立の安全使用のポイント



※高さ2m以上の作業時は、ヘルメットだけでなく安全帯も着用しましょう！

©軽金属製品協会（無断転用禁止）

「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

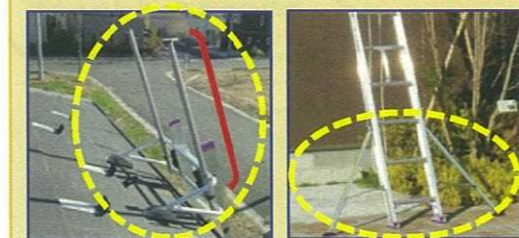
- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

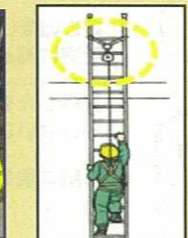
- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のもの、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】



【安全ブロック（ストラップ式の墜落防止器具）】

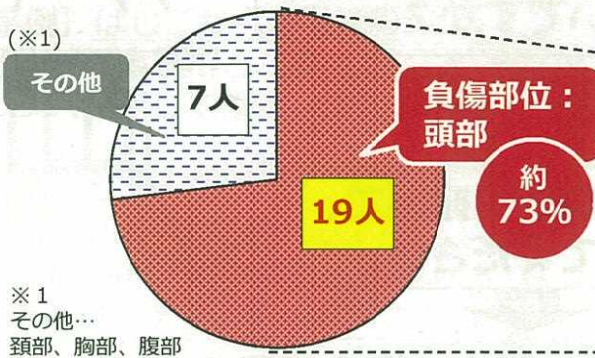


ポイント3 必ずヘルメットを着用してください

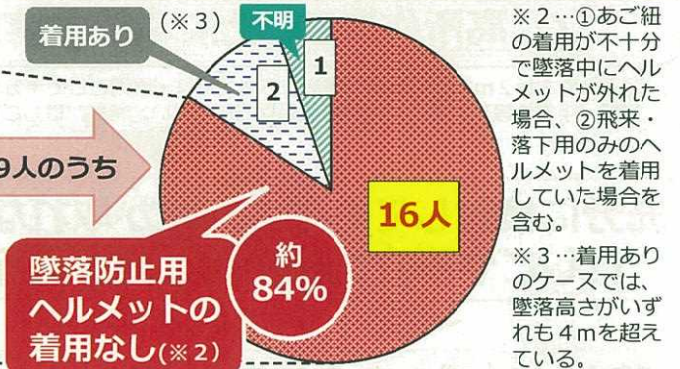
参考

頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落防止用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計） 出典：災害調査復命書

① 「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



② 墜落防止用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



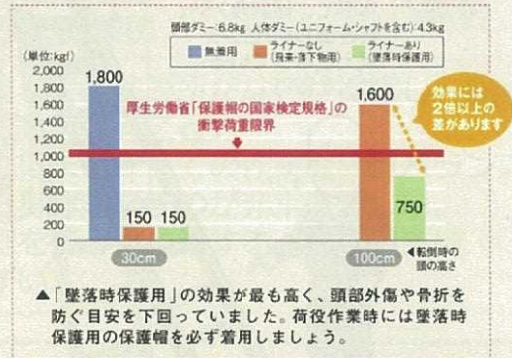
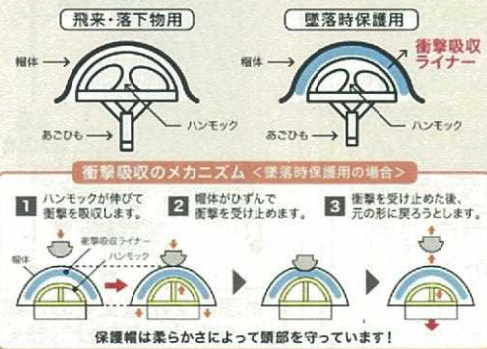
ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P.12

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。

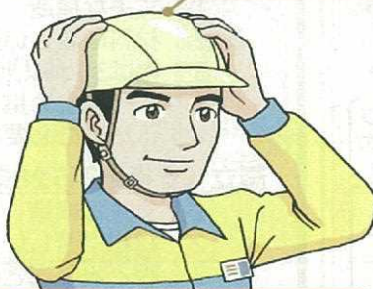


■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。
協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P.3

必ず保護帽を着用！



着用時 5つのポイント

- 「墜落時保護用」を使用すること
- 傾けずに被ること
- あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 破損したものは使わないこと
- 耐用年数を守ること

特に1と3を忘れずに！
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

1 要チェック！
ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

3 参考
あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。
(H29.3)

平成29年4月から 雇用保険料率が引き下がります

- ◆ 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成29年3月31日に国会で成立しました。平成29年4月1日から平成30年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりとなります。
- 失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに1/1,000ずつ引き下がります。
- 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き 3/1,000です。

平成29年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
			失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業		3/1,000	6/1,000	3/1,000	9/1,000
(28年度)		4/1,000	7/1,000	3/1,000	11/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		4/1,000	7/1,000	3/1,000	11/1,000
(28年度)		5/1,000	8/1,000	3/1,000	13/1,000
建設の事業		4/1,000	8/1,000	4/1,000	12/1,000
(28年度)		5/1,000	9/1,000	4/1,000	14/1,000

(枠内の下段は平成28年度の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

